

第 5 2 号議案

財産の無償譲渡について

下記の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市大井町北金岐井尾 4 番	コンクリートブ ロック造平屋建	9. 5 4 m ²

2 無償譲渡しようとする相手方 省略

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市消防団大井分団の消防ポンプ格納庫である当該建物を相手方に無償で譲渡することにより、撤去費用を削減し、当該建物の有効利用を図ろうとするものである。

4 無償譲渡をする日

令和 3 年 1 0 月 1 日

財産の無償譲渡について

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市大井町北金岐井尾4番	コンクリートブロック造平屋建	9.54㎡

2 無償譲渡しようとする相手方

省略

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市消防団大井分団の消防ポンプ格納庫である当該建物を相手方に無償で譲渡することにより、撤去費用を削減し、当該建物の有効利用を図ろうとするものである。

4 無償譲渡をする日

令和3年10月1日